



2023年3月17日

各位

会社名 三菱電機株式会社  
代表者名 執行役社長 漆間 啓  
(コード番号 6503東証プライム市場)  
問合せ先 広報部長 山崎 江津子  
(TEL 03-3218-2111)

### 電波法に基づく総務省 関東総合通信局からの行政処分について

三菱電機株式会社は、「当社における品質不適切行為に関する調査結果について（第3報）」（2022年5月25日公表）と「当社における品質不適切行為に関する調査結果について（第4報・最終報告）」（2022年10月20日公表）で公表した当社のコミュニケーション・ネットワーク製作所（兵庫県尼崎市）と鎌倉製作所（神奈川県鎌倉市）における無線局登録点検業務の手続き不備等について、総務省関東総合通信局による立入検査を受審し、本日、電波法24条に基づき、総務省 関東総合通信局から無線設備等の登録検査等事業の業務停止命令（2023年3月18日から同年4月16日まで）と業務改善命令を受けたことをお知らせします。

当社は本件を重く受け止め、お客様や関係者の皆様に多大なるご心配をお掛けすることを、深くお詫び申し上げます。

当社は今後、策定した再発防止策の徹底と、総務省 関東総合通信局の命令・指導に従ってまいります。

なお、当社の無線局登録点検業務は社内設備に対するもので、また、登録検査等事業の業務停止期間における製品出荷への影響は軽微であり、業績への影響はございません。

#### 記

##### 1. 電波法違反の概要

- (1) 登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行った。
- (2) 無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類（点検結果通知書）を事実とは異なる内容で免許人へ通知した。

##### 2. 行政処分の内容

- (1) 電波法第24条の10の規定に基づく業務の停止命令  
(業務停止期間：2023年3月18日から同年4月16日までの30日間)
- (2) 電波法第24条の7第2項の規定に基づく業務の改善命令

以上